

京都府管理施設に対する府民の皆様からの提案書

R7-1

～ 皆様にとって身近な安心・安全やインフラ長寿命化のために
必要な工事についてお寄せください ～

<御記入の際のお願い>

1. 本様式で「安心・安全整備」、「インフラ長寿命化対策」のどちらの提案も可能です。
御記入に当たっては、まず応募要領を御覧ください (<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html>)。
2. 提案場所（提案区間）が同一の場合は、1枚の提案書で複数内容の提案が可能です。
提案場所（提案区間）が異なる場合は、提案書を分けてください。
3. 提案場所（提案区間）が特定できるように、地図や写真を添付してください（別紙可）。
4. 道路、河川・港湾等については、応募要領の「7 道路、河川・港湾等の採択について」を御確認の上、御提案ください。

施設区分	☐ 道路 ☐ 河川・港湾等 ☐ 交通安全施設（京都府警察管理） ☐ その他			
提案場所	所在地	市 町 村 （市町村名は必ず御記入ください）		
	施設名	範囲	（府道○号、○川、交差点名など） （どこからどこまでなど、区間や範囲を御記入ください）	
提案内容	①提案場所はどのような状態とお考えですか。（お困りの状況や危険な様子、施設の変化や劣化に関する皆様の気づきを御記入ください。応募要領に写真を掲載していますので参考にしてください。） （例 1：道路が狭く交通量も多いため、子供達の通行や通学に危険を感じている。） （例 2：歩道の段差が大きいため、車椅子の利用者や高齢者にとって危険である。）			
	②どのような改善を行えば良いとお考えですか。（具体的な御提案をお願いします。） （例 1：○○交差点から東へ10メートルほどの区間の道路の側溝に蓋掛けをして、歩行空間を確保してほしい。） （例 2：○○交差点の横断歩道と繋がる歩道の段差を無くして、誰もが安心して出かけられるようにしてほしい。）			

※以下の欄は記入不要です。

提案様式 - 2 -

■提案場所の地図（地図を貼り付けてください）

■提案場所の写真（写真を貼り付けてください）

提案書記入要領

記入の際 のお願い	1. 御記入に当たっては、まず応募要領を御覧ください (https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html)。 2. 提案場所（提案区間）が同一の場合は、1枚の提案書で複数内容の提案が可能です。 <u>提案場所（提案区間）が異なる場合は、提案書を分けてください。</u> 3. 提案場所（提案区間）が特定できるように、地図や写真を添付してください（別紙可）。
施設区分	該当する施設にチェックを付けてください。
提案場所	①所在地：市町村名は必ず御記入ください。分かる範囲で住所を御記入ください。 （例）〇〇市 △△町 □□、◇◇の前、◇◇付近 など ②施設名：提案する道路や河川・港湾等、交差点や建物などの名称を御記入ください。 <u>※提案する施設が対象施設が不明な場合は、受付窓口まで御相談ください。</u> ③範囲：工事を提案する箇所、区間、範囲（どこからどこまで）等を詳しく御記入ください。 （例）〇〇交差点から東へ△△メートル、〇〇橋から△△方向へ□□メートル など
提案内容	①現在の状態：お困りの状況や危険な様子などを具体的に御記入ください。 ②提案の内容：どのような改善や修繕を行えば良いか、 どこからどこまでの範囲の改善や修繕が必要か、などを具体的に御記入ください。 <u>※用地買収を伴う御提案は、本事業では実施できませんので、御注意ください。</u>
採択結果 の説明	審査の結果、不採択となった場合は、その理由を文書でお送りします。 それに加えて、希望者には電話でも御説明します。該当する項目にチェックを付けてください。
提案経緯	該当する項目にチェックを付けてください。
その他の 意見	本事業に対する御意見を御記入ください。
提案者	①提案内容の確認や審査結果の説明に必要なため、<u>氏名、住所、電話番号は必ず御記入ください。</u> ②提案内容に関して連絡する場合があるため、<u>日中に御連絡が取れる電話番号を御記入ください。</u> ③自治会等の団体の場合は、代表者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスを御記入ください。 <u>※個人情報是非公表として、本事業の目的以外で利用いたしません。</u>
必要資料	<u>提案書の他、提案場所（提案区間）が特定できる地図と写真を必ず添付してください（別紙可）。</u>
提案書の 提出方法	①提出方法：持参、郵送、電子申請（京都府ホームページを参照）のいずれかで御提出ください。 <u>※電話、FAXによる御提案は受け付けておりません。</u> <u>※郵送による御提案は令和7年5月30日（金）の消印まで有効とします。</u> ②受付窓口：応募要領の「8 受付窓口一覧」の最寄りの施設に御提出ください。 ・道路、河川・港湾等に関する御提案 … 最寄りの各土木事務所 ・信号機等に関する御提案 … 最寄りの各警察署 ・その他の施設に関する御提案 … 最寄りの各広域振興局など
その他	この内容は令和7年3月末時点のものであり、都合により変更する場合があります。